

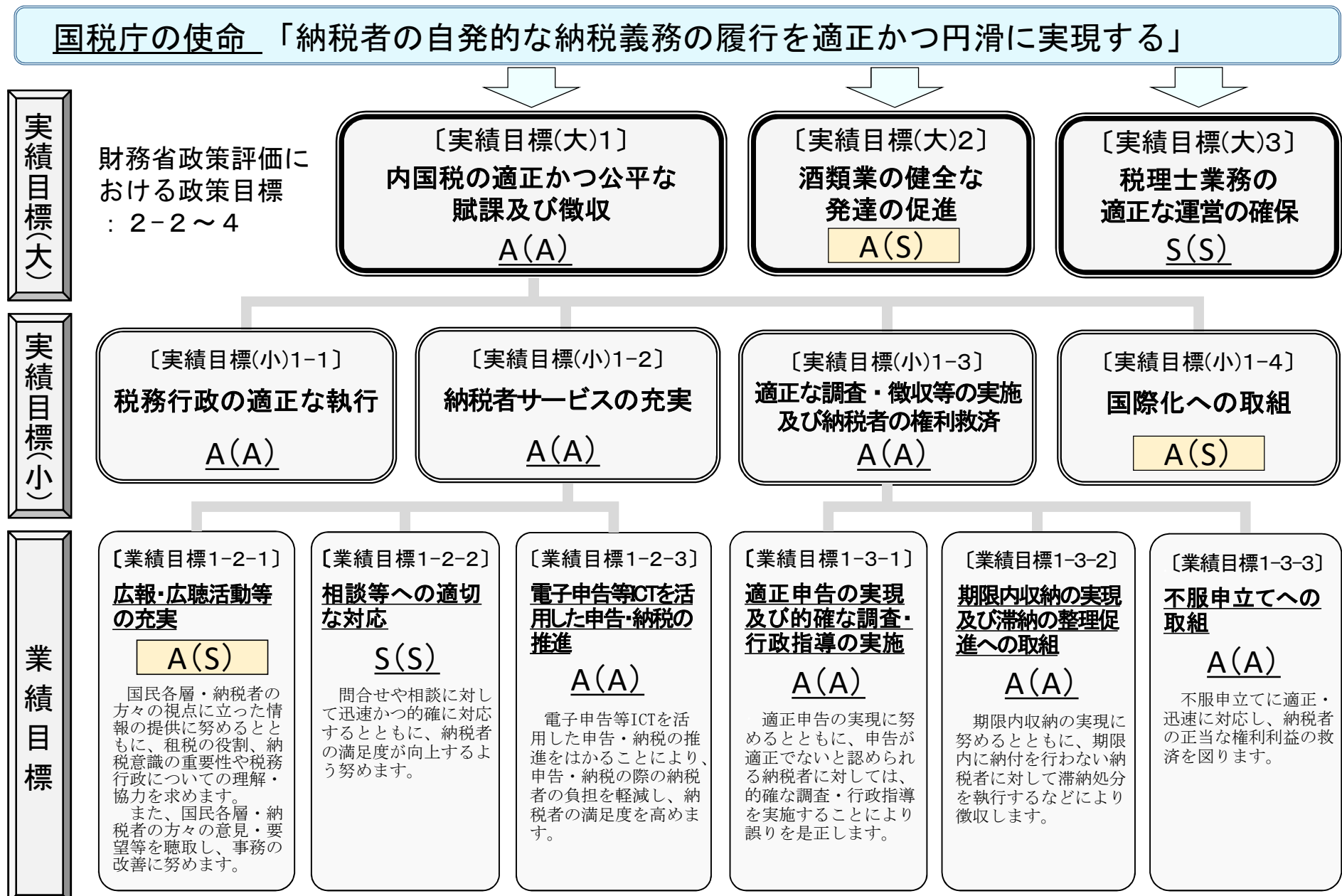
令和 2 事務年度 国税庁実績評価の概要（案）

1. 国税庁の実績評価制度	1
2. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	2
(参考 1) 評価基準（評価マニュアル）	3
(参考 2) 令和 2 事務年度の評価における留意点	4
3. 令和元事務年度及び令和 2 事務年度における評価ごとの集計結果	5
4. 令和 2 事務年度の目標及び施策ごとの評価結果	6
5. 令和 2 事務年度の評価が前事務年度と異なる結果となった目標の評価理由等	9
(参考 1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の評価理由等	10
(参考 2) 適切な理由を付して評価を行った事項（業績目標 1-2-3）	14
(参考 3) 令和 2 事務年度 デジタル化に関する主な取組	15

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。
- (2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」(平成30年3月財務省策定。平成31年3月改訂。)に基づき、財務省が行う政策評価に準じて行うこととされています。国税庁の事務が事務年度(7月1日から翌年6月30日)で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しています。
- (3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民に対する分かりやすい説明に努めています。こうした観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、ご意見をいただいています。

2. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図



※ 各目標の符号は、令和2事務年度の評定。()は令和元事務年度の評定。□は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

【参考1】 評価基準(評価マニュアル)

<p style="text-align: center;">施策の評価</p>	<p>実績目標(大) 2、3 実績目標(小) 1-1、1-4 業績目標1-2-1~1-2-3、1-3-1~1-3-3 の評価</p>	<p>実績目標(大) 1 実績目標(小) 1-2、1-3 の評価 ※ 左記目標の評価と同様に行う。</p>
<p>1 「s+ 目標超過達成」 (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。</p> <p>2 「s 目標達成」 (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。</p> <p>3 「a 相当程度進展あり」 (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注1)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注2)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。</p> <p>4 「b 進展が大きくない」 (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。</p> <p>5 「c 目標に向かっていない」 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合 例：実績値が目標値の50%を下回っている場合</p>	<p>1 「S+ 目標超過達成」 施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s</p> <p>2 「S 目標達成」 施策の評価が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s</p> <p>3 「A 相当程度進展あり」 施策の評価が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a</p> <p>4 「B 進展が大きくない」 施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。</p> </div> <p>5 「C 目標に向かっていない」 施策の評価に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c</p>	<p>1 「S+ 目標超過達成」 下位の目標の評価が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」 (例) 下位の目標① S+ 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>2 「S 目標達成」 下位の目標の評価が全て「S」 (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ S</p> <p>3 「A 相当程度進展あり」 下位の目標の評価が全て「A」、又は「S」と「A」のみ (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A</p> <p>4 「B 進展が大きくない」 下位の目標の評価に「B」があり、かつ、「C」がない (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ B</p> <p>5 「C 目標に向かっていない」 下位の目標の評価に「C」がある (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ C</p>

(注)1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。

【参考2】 令和2事務年度の評価における留意点

令和2事務年度の評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、実施計画で設定した測定指標の目標値によって施策を評価することが適切でないと考えられるものがあります。

このため、感染症の影響といったやむを得ない事情により目標未達成となった測定指標等については、目標値に対する実績値の達成状況のみによって評価するのではなく、代替として実施した測定指標に係る事務以外の事務の実施状況など、上位目標に沿って実施した取組等を総合的に勘案して評価を行っています。

こうした方法によって評価を行った測定指標については、評価書の「実績及び目標の達成度の判定理由」欄（本資料では10～13ページ）に、その理由などの詳細を記載しています。

【令和2事務年度実施計画における測定指標の評価に関する記載】

《令和2事務年度 国税庁実績評価実施計画「5. 事前分析表の作成」注書き》

国税庁における調査・徴収事務を中心とした外部事務の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて抑制的な対応をとっており、感染症の影響を考慮した適切な目標値の設定が困難な指標については、令和元事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

このように、令和2事務年度の測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更する場合があります。

3. 令和元事務年度及び令和2事務年度における評定ごとの集計結果

評定区分		実績目標(大)		実績目標(小)		業績目標		合計	
		元事務 年度	2事務 年度	元事務 年度	2事務 年度	元事務 年度	2事務 年度	元事務 年度	2事務 年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	2	1	1	0	2	1	5	2
A	相当程度進展あり	1	2	3	4	4	5	8	11
B	進展が大きくない	0	0	0	0	0	0	0	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		3	3	4	4	6	6	13	13

4. 令和2事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ①

実績目標・業績目標・施策		評 定	
		元事務年度	2事務年度
【実績目標(大) 1】 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		A	A
【実績目標(小) 1-1】 税務行政の適正な執行		A	A
施 策	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	s	s
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3) 守秘義務の遵守	a	a
	(4) 職員研修の充実	s	s
	(5) 行政サービスのデジタル化の推進	s	s
	(6) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の普及・定着に向けた取組	s	s
【実績目標(小) 1-2】 納税者サービスの充実		A	A
【業績目標 1-2-1】 広報・広聴活動等の充実		S	A
施 策	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	s	a
	(2) 租税に関する啓発活動	s	a
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進	s	s
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保	s	s
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
【業績目標 1-2-2】 相談等への適切な対応		S	S
施 策	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	s	s
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	s	s
	(3) 改正消費税法への対応	s	s
【業績目標 1-2-3】 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進		A	A
施 策	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	a	a
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進	s	b

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 欄外の①の2事務年度の評定理由は、9ページで説明しています。

4. 令和2事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ②

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			元事務年度	2事務年度
【実績目標(小) 1-3】 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			A	A
〔業績目標 1-3-1〕 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施			A	A
施 策	(1)	有効な資料情報の収集	a	a
	(2)	的確な調査事務の運営	a	a
	(3)	社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
	(4)	悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
〔業績目標 1-3-2〕 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組			A	A
施 策	(1)	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
	(2)	滞納を未然に防止するための取組	s	s
	(3)	効果的・効率的な徴収事務の運営	a	a
	(4)	滞納の整理促進への取組	s	s
	(5)	厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
〔業績目標 1-3-3〕 不服申立てへの取組			A	A
施 策	(1)	不服申立ての適正・迅速な処理	a	a
	(2)	裁決事例の公表の充実	s	s
【実績目標(小) 1-4】 国際化への取組			S	A
施 策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	s	s
	(2)	共通報告規準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	s	s
	(3)	国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施	s	s
	(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	s	s
	(5)	外国税務当局との知見の共有	s	s
	(6)	開発途上国に対する技術協力	s	a

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 欄外の②の2事務年度の評価理由は、9ページで説明しています。

4. 令和2事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ③

実績目標・業績目標・施策			評 定		
			元事務年度	2事務年度	
【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進			S	A	③
施策	(1)	酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	s	s	
	(2)	酒類の公正な取引環境の整備	s	s	
	(3)	日本産酒類の輸出促進の取組	s	a	
	(4)	構造・経営戦略上の問題への対応	s	s	
	(5)	独立行政法人酒類総合研究所との連携	s	s	
	(6)	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	s	s	
	(7)	酒類に係る資源の有効な利用の確保	s	s	
【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保			S	S	
施策	(1)	税理士会等との連絡協調の推進	s	s	
	(2)	税理士等に対する指導監督の的確な実施	s	s	
	(3)	書面添付制度の普及・定着に向けた取組	s	s	

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 欄外の③の2事務年度の評定理由は、9ページで説明しています。

5. 令和2事務年度の評定が前事務年度と異なる結果となった目標の評定理由等

目 標	評定結果		評定理由等
	元事務年度	2事務年度	
① 〔業績目標1-2-1〕 広報・広聴活動の 充実	S 目標達成	A 相当程度 進展あり	<p>令和元事務年度は、5つの全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」となりました。</p> <p>令和2事務年度は、5つの施策のうち、3つの施策の評定は「s 目標達成」、2つの施策の評定は「a 相当程度進展あり」（注）であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>（注）測定指標「国税の広報に関する評価」について、実績値（79.1%）が目標値（80%）を下回りましたが、その差が1%以下であったため、達成度を「△」とし、施策「国民各層・納税者の方々への広報活動の充実」の評定を「a」としました。</p> <p>また、測定指標「税務大学校における公開講座の内容の満足度」及び「税務大学校における公開講座のレベルの適正度」について、新型コロナウイルス感染症の影響により公開講座を開催できず、実績値が計測不能であったため、達成度を「-」としました。ただし、その要因がやむを得ない事情であることから、計測可能な他の測定指標の達成度で判断し、施策「租税に関する啓発活動」の評定を「a」としました。</p>
② 【実績目標(小) 1-4】 国際化への取組	S 目標達成	A 相当程度 進展あり	<p>令和元事務年度は、全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」となりました。</p> <p>令和2事務年度は、6つの施策のうち、5つの施策の評定は「s 目標達成」でしたが、1つの施策（開発途上国に対する技術協力）の評定が「a 相当程度進展あり」（注）であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>（注）測定指標「開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）」について、実績値（89.2%）が目標値（90%）を下回りましたが、その差が1%以下であったため、達成度を「△」とし、施策「開発途上国に対する技術協力」の評定を「a」としました。</p>
③ 【実績目標(大) 2】 酒類業の健全な発達の促 進	S 目標達成	A 相当程度 進展あり	<p>令和元事務年度は、全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」となりました。</p> <p>令和2事務年度は、7つの施策のうち、6つの施策の評定は「s 目標達成」でしたが、1つの施策（日本産酒類の輸出促進の取組）の評定が「a 相当程度進展あり」（注）であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>（注）測定指標「日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援」及び「日本産酒類の輸出促進のための中長期観点からの支援」について、新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限されたことなどから、実績値が計測不能あるいは目標値を下回りました。ただし、その要因はやむを得ない事情であり、こうした状況においてもオンラインで商談会を実施するなど輸出促進に向けて取り組んだことから、達成度の判定を「○」とし、これらの施策の評定を「a」としました。</p>

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ①

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-3-1】 適正申告の実現 及び的確な調査・ 行政指導の実施	[主] [業1-3-1-2-A-1] 調査関係事務の割 合	65%	55.9 %	○	<p>令和2事務年度における課税調査は、令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から納税者の状況に配慮した上で、抑制的に実施したことから、調査関係事務の割合は約55.9%と目標値を下回りました。</p> <p>他方で、システムを活用した申告実績や資料情報の分析等により、調査必要度の高い納税者を適切に抽出して深度ある調査を実施した結果、実地調査による調査1件当たりの申告漏れ所得金額や追徴税額は前年より増加しました。</p> <p>また、調査を抑制していた期間においても納税者の状況に配慮しつつ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下したほか、申告実績や過去の調査実績、各種資料情報等のデータを活用した納税者管理の精緻化や深度ある事案選定など、「的確な調査事務の運営」に資する事務を実施したことなどを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>
【業1-3-2】 期限内収納の実現 及び滞納の整理促 進への取組	[主] [業1-3-2-3-A-1] 滞納整理事務の割 合	80%	75.6 %	○	<p>令和2事務年度は、令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談や猶予申請への対応を最優先して滞納整理を相当抑制したことや、政府による緊急事態宣言の発令に伴う出勤抑制等により、滞納整理に投下する事務量が減少しました。</p> <p>なお、令和2年3月以降、納税の猶予（特例猶予を含みます。）などの納税緩和制度の適用に関する業務を最優先した結果、令和2年4月から令和3年2月までに適用した特例猶予は、約32万件、約1.5兆円となりました。</p> <p>滞納整理事務の割合は75.6%となり、目標達成には及びませんでした。その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、事務量を納税緩和制度の適用に最優先に投下したことは、上位目標の実績目標(小)1-3「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応でもあることを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ②

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【業1-3-2】 期限内収納の実現 及び滞納の整理促 進への取組	[業1-3-2-3-A-2] 集中電話催告セン ター室における催 告回数	2,000 千回	1,345 千回	○	<p>令和2事務年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な納税者の増加を考慮し、集中電話催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、個々の相談に対し親切・丁寧な対応等を行いました。その結果、令和2年7月から令和3年6月までに合計133千件の納付相談を受け付けました。このほか、集中電話催告センター室では、特例猶予の期限が到来する納税者に対し、期限到来前にはがき等により連絡し、新型コロナウイルス感染症の影響等により納付が困難という場合には、既存の猶予制度を案内する、といった取組を行いました。</p> <p>(注) 令和2年4月から令和3年2月までに適用した特例猶予は、約32万件、約1.5兆円。こうした取組もあり、令和2事務年度の催告回数は減少し、1,345千回となりました。目標達成には及びませんでした。その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、集中電話催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用したことは、上位目標の実績目標(小)1-3「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応でもあることを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。</p>
【業1-3-3】 不服申立てへの取 組	[主] [業1-3-3-1-A-2] 「審査請求」の1 年以内の処理件数 割合	95%	83.5 %	○	<p>令和2年度においては、2,328件の審査請求事案を処理しました。しかしながら、調査・審理に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、審査請求人との面談日程や意見書の提出期限について柔軟に対応した事件などがあり、審査請求から1年以内に処理した件数は1,944件、審査請求の1年以内の処理件数割合は83.5%と目標値を下回りました。</p> <p>目標値を下回った理由は、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によって調査・審理が長期化した事案が発生したためであり、こうした事案を除けば、1年以内の処理件数割合は96.9%と目標値を上回っていたことから、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ③

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【実(大)2】 酒類業の健全な 発達の促進	<p>[主] [実2-3-A-1] 輸出促進のための 新規販路開拓支援</p> <p>(取組内容) ①海外展示会への 出展支援</p> <p>②海外商談会、海外 バイヤーの招へい</p> <p>③輸出促進コンソー シアムによるマッ チング支援</p>	<p>① 出展した 酒類業者 の商談実 施割合 90%</p> <p>② 参加した 酒類業者 数 20者以上</p> <p>うち商談 実施割合 90%</p> <p>③ 商談会 実施回数 12回以上</p>	<p>① 計測 不能</p> <p>② 377者</p> <p>41.9%</p> <p>③ 13回</p>	○	<p>「① 海外の展示会への出展支援」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、出展を予定していた海外展示会が中止・延期等となり、海外展示会への出展支援自体を実施できなかったことから、商談実施割合は「計測不能」としました。</p> <p>「② 海外商談会、海外バイヤーの招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され、海外での対面による商談実施や海外バイヤーの招へいを行うことができませんでしたが、その代替としてオンライン形式による商談を実施しました。</p> <p>その結果、現地に行かず自宅等からオンラインで商談会に参加できることから、参加酒類事業者数が令和元年度の33者から377者と大幅に増加しました。一方で、原則として、海外バイヤーが事前に指名した相手とのみ商談する形式で実施したことや、従来の対面による商談会のように、主催者（事業の実施事業者）がバイヤーと柔軟にコミュニケーションを取って商談の機会を提供することができなくなったこともあり、商談実施割合は41.9%となりました。</p> <p>「③ 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の対面による商談会からオンライン形式に切り替えて、13回開催しました。</p> <p>以上のとおり、②の参加事業者数及び③の実施回数は実績値が目標値を上回りましたが、②の商談実施割合の実績値は目標値を下回りました。</p> <p>②の商談実施割合は目標値を下回っていますが、代替としてオンライン形式による商談会を実施したことにより、参加事業者数が10倍以上に増加しました。これにより、海外のバイヤーにとっても商品の選択肢が広がり、多様なニーズに応えることができるようになったことから、商談件数も約5倍（元年度：33件⇒2年度：158件）に増加しており、大きな成果を得られたと考えています。</p> <p>①の商談実施割合及び②の商談実施割合については目標達成に至らなかったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、こうした海外渡航が困難な状況においてもオンラインで商談会を実施するなど、日本産酒類の輸出促進に向け各種施策に取り組み、結果として日本産酒類の輸出金額も710億円（対前年比7.5%増）となり、9年連続で過去最高を記録したことなどから、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考1) 目標達成度以外の要素を勘案して評価した測定指標の判定理由等 ④

目標	測定指標	目標	実績	判定	判定理由等
【実(大)2】 酒類業の健全な発 達の促進	<p>[主] [実2-3-A-2] 輸出促進のための 中長期観点からの 支援</p> <p>(取組内容)</p> <p>①国際的プロモーション -1 海外専門家招へい -2 海外プロモーションイベント</p> <p>②日本産酒類のブランド化の推進 -1 モデル事例の構築 -2 GI指定</p> <p>③酒蔵ツーリズムの推進</p>	左記① ～③の 5つの 取組類 型の実 施割合	①-1 以外の 4類型 を実施 80.0%	○	<p>5つの取組類型のうち①-1を除いた4類型を実施したことから、主な取組類型の実施割合は80%となりました。</p> <p>「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できませんでした。</p> <p>「①-2 海外におけるプロモーションイベント」については、ロンドンのジャパン・ハウスと連携し、オンラインを活用して情報発信を行いました。また、台湾において「本格梅酒」、上海において「琉球泡盛」のアンテナショップを出店し、これに併せて、台湾ではオンライン商談会を、上海ではライブコマース（オンライン販売）を実施しました。</p> <p>「②-1 ブランド化推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として24件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。</p> <p>「②-2 酒類の地理的表示（GI）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、GIの新規指定を検討している地域からの相談に丁寧に対応し、4件のGIの指定及び2件のGIの見直し（磨き上げ）を行いました。</p> <p>「③-1 酒蔵ツーリズム推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として16件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。</p> <p>「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できなかった結果、主な取組類型の実施割合は80%となり目標値を下回ったものの、コロナ禍の現状において実施可能な事業を、オンラインを活用するなど創意工夫しながらより効果的な施策を実施し、日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>

(注) 1 上記の判定は、評価マニュアルの「やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で事情を説明する方法も認められる。」との規定によっています。

2 「判定理由等」欄の記載は、評価書の「目標の達成度の判定理由」欄の記載を引用しています。

(参考2) 適切な理由を付して評定を行った事項（業績目標1-2-3）

目標	評定	施策	評定	評定理由等
【業1-2-3】 電子申告等ICT を活用した申告・ 納税の推進	A	[業1-2-3-1] e-Taxの普及と 利用満足度の 向上	a	<p>施策「e-Taxの普及と利用満足度の向上」の評定は「a 相当程度進展あり」でしたが、施策「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用促進」については、主要な測定指標の達成度が「×」であったことから、評定は「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>今回、判定が「b」となった施策に係る「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行い、利用拡大に取り組んでいます。今年度においては、パソコン利用者の推奨環境を拡大し、Google Chrome及びMicrosoft Edge (Chromium) からマイナンバーカード方式でのe-Tax送信を可能としたほか、スマートフォンにおいては、マイナポータルアプリのインストールのみで可能となるようe-Tax送信の手順を簡略化しました。</p> <p>また、マイナポータルを活用して生命保険料控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力するマイナポータル連携機能にも新たに対応しました。</p> <p>こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出件数は、前年の661万件から779万件（前年比118%）と増加しました。</p> <p>一方で、全体の利用満足度が対前年比約4ポイント減少（88.3%）する結果となっており、目標値（90%）を僅差で下回りました。これは初めて自宅等からのe-Taxをした利用者が大幅に増加（約790万人：前年比125.3%）したことや、マイナポータル連携機能の導入初年度ということから、初回設定の手続きが必要であり、操作に手間取ったこと等が要因の一つと考えられます。</p> <p>これらを踏まえると、当該業績目標の評定に当たっては、確定申告書等作成コーナーの「利用満足度」の達成度のみが業績目標全体の評価に影響を及ぼすことは適当ではなく、納税者の利便性向上に資する機能改善等の取組も含めて評価することが適当と考えられます。また、「利用満足度」の目標値と実績値が僅差であったことや、他の重要性の高い施策（e-Taxの普及と利用満足度の向上）の評定が「a 相当程度進展あり」であり、全ての主要な測定指標の達成度が「○」であることを総合的に勘案し、当該業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
		[業1-2-3-2] 国税庁ホーム ページ「確定 申告書等作成 コーナー」の 利用促進	b	

(注) 上記の判定は、評価マニュアルの「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との規定によっています。

(参考3) 令和2事務年度 デジタル化に関する主な取組 ① (詳細は評価書に記載)

I 納税者サービス等の充実

[オンライン申告・納付の推進]

- e-Taxによるイメージデータ (PDF形式) での提出を可能とするサービスの提供 (令和3年1月～)
- パソコン利用者の推奨環境を拡大し、Google Chrome及びMicrosoft Edge (Chromium) からマイナンバーカード方式でのe-Tax送信可能とした
- スマートフォンにおいて、マイナポータルアプリのインストールのみで可能となるようe-Tax送信の手続を簡略化
- 個人の方のダイレクト納付利用届出書や振替依頼書のe-Taxでの提出を可能とするなどキャッシュレス納付を推進

[マイナンバー制度の普及・定着]

- 法人設立ワンストップサービスの利用者に対し、マイナポータル経由で法人番号を通知
- マイナポータル連携機能により生命保険料控除証明書等のデータの各種申告書への自動一括入力可能 (令和2年10月～)

[利用者目線に立った情報提供、申請・届出の合理化等]

- 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」の内容充実
- 質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の運用開始 (令和2年10月～)
- 申請者が申請書への記載等により必要事項を税務署等に提供する場合に、登記事項証明書 (不動産及び商業・法人) の添付省略 (令和3年7月～)
- 令和2年分確定申告において、会場への入場に際して、LINEを活用した事前発行可能な入場整理券を発行する仕組みを全国で実施

(参考3) 令和2事務年度 デジタル化に関する主な取組 ② (詳細は評価書に記載)

Ⅱ 業務の効率化・高度化

- システムを活用した申告事績や資料情報の分析等により、調査必要度の高い納税者を適切に抽出し、深度ある調査を実施
- 申告事績等や資料情報等各種データを活用した納税者管理の精緻化のための事務を実施
- 査察調査において、デジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析を実施
- 国・地方公共団体双方の資料情報等の相互データ提供や地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携の利用拡大等の協力関係を確保
- 地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進

Ⅲ その他、新型コロナウイルス感染症対応として次の取組を実施

- 研修（職員向け、開発途上国向け、酒類業者向け）、説明会（軽減税率・インボイス制度等）、国際会議・外国税務当局との相互協議、講演会（関係民間団体、大学生向け）などのオンラインによる実施
- 国税局調査部（課）における納税者のWeb会議システム等を活用した調査の実施
- 日本産酒類の輸出促進に係る商談会やプロモーションイベント等をオンライン形式で実施